



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フリードリッヒ大王の統治について
Author(s)	矢田, 俊隆; YADA, T
Citation	北海道大學 法學會論集, 4, 112-140
Issue Date	1954-02-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/17049
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_p112-140.pdf



フリードリッヒ大王の統治について

矢田 俊 隆

—

フリードリッヒ大王についての傳記的研究やまたその時代のプロイセンに關する研究は、最近著しい進歩を遂げたということが出来る。⁽¹⁾しかし、それぞれの側面から行われているこれら諸研究の成果の上に立つてフリードリッヒ大王の統治の歴史的意義を全體として正しく評價するという仕事は、⁽²⁾今なお充分に行われてはいないように思われる。本稿はこのことを意圖した一つのささやかな試みである。

プロイセンの英主フリードリッヒ大王 (Friedrich II. 1740—1786) は、イングランドのヘンリー八世やエリザベス女王、またイスパニアのフィリップ二世やフランスのルイ十四世等とともに、いわゆる絶対君主の代表的人物と考へられているが、しかし彼の統治は普通特に啓蒙的、専制政治とか啓蒙的、絶対主義とかいう名稱を與えられて、これらの人々の統治とは區別されている。たしかにフリードリッヒの述べたという周知の言葉「君主は國家の第一の下僕」(Je roi, c'est le premier serviteur de l'Etat)⁽³⁾を、フィリップ二世のモットーとした「領土の屬する人に宗教も屬する」(omnis regio, eius religio) ないしルイ十四世に歸せられている「朕は國家なり」(l'Etat, c'est moi) 等の言葉と較べてみると、啓蒙的絶対主義の持つ特殊な性格は、否定しがいように思われる。そこで例えば Fritz Ha-

trung のような學者は、フリードリッヒの政治を單なる專制政治から近代的法治國家への過渡的段階にあるものとし、その新しい特徴を(一)個人的に王朝的なものから國民的なものへの發展、(二)君主と臣民との關係および君主の國家に對する義務についての新しい見解、(三)君主の個人的支配に代る法による支配觀念の發生、等の點に見ているのである。⁽⁴⁾

しかしわれわれは、このような見解に輕々しく同意するわけにはゆかない。一見自明のような「君主は第一の下僕」という思想も、それが無條件の讚辭に値するかどうか、果して「朕は國家なり」という命題の眞の反對物であるかどうかを決するためには、更に慎重な検討を必要とするであらう。そこでわれわれは、フリードリッヒの統治の特質を正しく理解するための第一歩として、先ず彼の政治思想を體系的に解明することから始めようと思う。彼の著作・文章の類は極めて數多いが、それらのうち最もまとまりよく彼の政治思想を述べているのは、即位直前の執筆にかかる「反マキアヴェリ論」(L' Antimachiavel, ou Examen de Prince de Machiavel. 1740)と、晩年に書かれた「政府の形態および君主の義務に關する試論」(Essai sur les formes de gouvernement et sur les devoirs des souverains. 1777) および「祖國愛に關する書簡」(Lettre sur l' amour de la patrie, ou Correspondance d' Anapiste-non et de Philopatros. 1779) の三つであると思われ、この三つを主要な資料とし、他のもので若干補足しながら論述を進めることにする。

フリードリッヒの研究者として有名な Reinhold Koser は、啓蒙的絶對主義の特徴を、自然法への依據、社會契約説の承認、君主の義務觀念の三點に見ているが、⁽⁵⁾これは今フリードリッヒの政治思想を整理し検討するに當つても、便宜な指針を與えるものである。すなわちフリードリッヒによれば「人間はすべて生まれながらにして平等であり」(「ボルケ少佐への訓令」IX. P. 39)「彼と同等なものの奴隷たるべくして生まれて來たのではない」(「試論」IX.

p. 205)。しかしながら人間は孤立して生存する限り不安な状態を避けることができず、そこで各個人間の契約によつて國家社會が成立する（「試論」K. p. 199）。従つて社會契約の基本的には、共同の力によつて、内外に對し各自の生命財産を防衛、確保するにあり、國家はこの目的を達するための人爲的手段にすぎないと考えられる。けれどもこのような手段として國家は最も強力なものであり、人民の意志によつて構成されたとはいいなから、一旦作られた以上は人民に嚴肅な義務を課する（「書簡」H. p. 227）。人民による義務の履行なしには國家の存立は不可能であるから、義務は各人の意志の上位に位しなければならぬ。「人民が國家を離れてはすべてを失ひ、何物をも得ることができない」（「書簡」H. p. 217）限り、それは當然のことである。要するに國家は各個人の「幸福の宿」であり、國家に對する義務の履行は同時に各個人の利益にはかならぬのである。

では國家において主權は何處に存在し、君主は國家においてどのような地位を占めるのであろうか。「人間が自己の安全および生存を全うするために、頭首を立てて彼等の相異なる利害を唯一共同の利害に合致させる必要を感じて」（「反マキアヴェリ論」III. p. 65）君主が發生したのであるから、君主の地位が人民の委囑の上に立つことは明かである。そこでフリードリッヒは王權神授説を否定し、元來人民の利益を擁護するために人民によつて選ばれた君主は、専ら人民の福祉のために生くべきものであり、自身の放恣な野心や征服欲のために人民を犠牲にするが如きは、以てのほかであるとする（「ヨーロッパ政界の現狀に關する考察」III. p. 254）。これこそまさにフリードリッヒの提起した新思想であり、ここに彼をイギリスのジェームズ一世やフランスのルイ十四世から區別する特色があることは、たしかである。そしてそこから「人民の幸福は君主のどのような利益よりも重大である。蓋し君主は、決してその支配下にある人民の專制的主人ではなく、第一の下僕（le premier domestique）にすぎないからである」（「反マキアヴェリ論」III. p. 65 f.）という、かの有名な言葉が現れるのである。

しかし考察をこの點に留めるならば、それはなお甚だ不充分であるといわざるをえない。フリードリッヒは從來の君主權基礎づけの原理である王權神授説を否定しているとはいへ、ロックやルソーに見られるように明白に主權を委囑する人民に歸しているのではない。「君主は第一の下僕」という思想は、君主の主權の完全な否定と人民主權論の承認の上に打立てられたものではなく、君主が人民のために自己を捧げるのは、それが君主自身の義務であるからであつて、人民は何等それを要求すべき權利を持ちえない。してみれば、普通正反對の思想のように見られている「朕は國家なり」と「國家第一の下僕」とは、實はその焦點を異にするにすぎないといえよう。すなわち前者は君主の絕對主權の主張であり、後者はその義務責任の強調であつて、「朕は國家なり」という言葉を常識的に、國家の活動は悉く君主に發し、萬機が君主一個人に歸するという意味に解釋するならば、フリードリッヒの態度も決してその例外をなすものではない。それどころか、彼自身はつきりと「君主とその統治する國家との關係は、あたかも頭と身體との關係のようなものである」と述べているのである（「試論」IX. p. 200f.）。

國家統治の形態に關する彼の見解も、この點から説明することができる。彼はモンテスキューと同じく各國家・國民の性情の多様性を認め、すべてに妥當する政治原理の存しない所以を説き、共和制・君主制等現實の國家の諸形態にそれぞれ相對的價值を賦與しながら、しかもそれらについて比較評價を試みている。すなわち先ず彼は、「一般に人間の性情中自由の感情程根強いものはない。……まさにこの獨立自尊の精神こそ共和政治を生み出したものである」と述べつつも、かかる共和國はややもすれば國內の強大な野心家のために専制國家に顛落するを免れず、この點むしろ合理的君主國の方がすぐれているとする（「反マキアヴェリ論」III. p. 91）。共和制に比して君主制の持つ一つの缺陷は、それが君主個人の性格によつて容易に左右される傾きのあることであるが、このような缺陷を除去しさえすれば、君主制は共和制に優越することができる。君主制が共和制ないしイギリス流の立憲政體の持

つ長所を實現し、かつそれらに存する諸缺陷を補いうるか否かは、一に君主自身の心の持ち方に懸つてゐる。「よく治められた君主國は家族の如くでなければならぬ。君主は父であり、人民はその子であつて、兩者の幸不幸は全く共通である」〔書簡〕IX. p. 216)。要するにフリードリッヒは、世襲君主の立場から自己の義務責任的側面を強調し、主權論には深く觸れることなく、家父長的君主政治を謳歌して君主制を擁護しようとしたのであつた。

しかもフリードリッヒは、大臣との協議を排撃して親政を君主政治の理想とし、それが人民の眞の幸福である所以に至る處で力説している。彼は先ず「反マキアヴェリ論」において「自ら萬機を親裁する君主」と「輔弼の大臣を置いてこれに政治を委ねる君主」について論じ、大臣に政治を託する場合には、君主は結局大臣の道具として空虚な形骸と化することを主張する(III. p. 139)。従つて「國家の各機關が國家全體の福祉という唯一の目的に向うために」〔試論〕IX. p. 200)、君主がその中心的地位に立つのは當然であり、フリードリッヒが自ら欲したものは、勿論前者であつた。具體的にいえば、君主は同時に「最高の裁判官、最高の將軍、最高の財務官、最高の大臣」〔試論〕IX. p. 208)であらねばならず、「國家第一の下僕」とはこれらすべてを兼ねた下僕だつたのである。即位の際にも彼は「プロイセンは專制的、君主制的國家である」と明言し、また政治的遺言の中でも「プロイセンの王は自ら治めることが肝要である。政治的制度は、唯一の頭首から出發しないならば、成立しがたく、維持せられないであらう。……君主が自ら彼の制度を考察し、自らそれを運行させねばならない」と述べてゐる(Vgl. G. B. Volz, Die politischen Testamente Friedrichs des Grossen. 1936)。こうして彼の政治は、「すべてを人民のため、しかしながら何事も人民に依らず」という、完全な君主獨裁だつたのである。

彼が強調した君主の人民に對する義務の中には「外敵に對して人民を保護する」義務があり、この目的のためには當然戦争も許さるべきであつた。しかも、いわゆる防衛戦争が許されただけでなく、もしも他國の勢力が自國の

存立を脅かす危険がある場合には、先手を打つてその國を攻撃することも、自國の防衛上必要であると考えられた（「反マキアヴェリ論」III. pp. 158—160）。また「人民の幸福および極めて大きな必要がそれを餘儀なくする場合に」、「君主は彼の條約や同盟を破る」こともやむをえない（「反マキアヴェリ論」III. p. 122）。それ故彼がオーストリア繼承戦争に乗じてマリアルテレジアの領土を侵略したのも、「人民のため」という善意から出たのであつて、少しも恥ずべき行爲ではなかつたのである。こうして「國家の必要」は國際的信義や一般的道徳よりも重大であるという原則が打立てられた。そしてそれを合理化する根據は、一國民の生活と幸福を守る爲政者の責任と義務であつたが、この責任ないし義務がフリードリッヒにおいて人民からの全權の委任を前提としていたことは、すでに述べたところから明かであり、結局フリードリッヒの對外活動も、他の絶對主義諸國のそれと何等異なるものではなかつたのである。

このような彼の立場からは、たとえそこで自然法や社會契約思想が出發點となつていなくても、人民の側からの要求權や反抗權が全く認められぬことは、勿論である。一七七〇年百科全書家のドルバック D. Holbach が「自然の體系」を著して、君主制を勇敢に攻撃し、人民の反抗權を擁護したとき、フリードリッヒが斷然この危険な思想の抑壓を決意し、ヨーロッパの君主制的秩序のために思い切つて立ち上る義務を感じたことは、有名な話である。⁽⁶⁾

以上の考察の結果として、われわれは一應次のことを承認することができるであらう。たしかにフリードリッヒの政治は啓蒙的と呼ばれるに値する一面を持つていた。彼はたえず人民のことを思い、四十六年の長い治世を通じて人民の幸福のために働き續けたことは事實である。しかし何が人民の幸福であるかは全く彼一個の決すべき事柄であつて、人民自身の與り知らぬところであつた。「君主の義務」も「國家の必要」もこのような思想から生まれ

たものであり、シレジア侵略やポーランド分割もこうした信念に基づいて行われたものにすぎなかつた。拷問の撤廃をはじめとする司法上の諸改革、宗教の寛容、思考の自由、教育の一般化、學藝の奨励等のいわゆる啓蒙的政治が可能であつたのは、それが軍國的獨裁的權力政策と何等衝突せず、かえつてそれを促進しうる範圍内に限られていたのである。⁽⁷⁾フリードリッヒの社會契約説はホッブスの流れを汲むものであり、ロックからルソーに至るそれではなく、彼による社會契約説の採用や君主の義務の強調は、實はかえつて彼の個人的獨裁、君主權の強化を理論づけるものにほかならなかつた。フリードリッヒの政治は、その本質においてルイ十四世の絶対主義と何等異なるものではないばかりか、「第一の下僕」である君主が國家の名の下に人民の生命財産をあたかも自分のもののように要求し、人民を君主の道具にするところの、最も高度かつ無制限な絶対主義であつた。⁽⁸⁾それは近代社會への過渡をなすものであるどころか、その中から民主的な政治形態は決して生まれ出ることがなかつた。このように見てくるならば、フリードリッヒの啓蒙的絶対主義に何等かの革新性を見出そうとする前述の Hartung の見解が支持されないことは、明かである。以上は主としてフリードリッヒの政治思想の分析から主張しうる事柄であるが、彼の啓蒙的専制政治がその實際においても絶対主義の軽減ではなくその強化であり、従来の絶対主義の中で最も専制的・獨裁的なものであつたことは、今日の實證的研究が充分に立證するところである。⁽⁹⁾

そこで、フリードリッヒの政治の特質を正しく理解しようとするわれわれは、今や單なる政治思想の領域を離れて、そのように強大な、むしろ封建的な色彩の濃い絶対權力は、どのような地盤の上に可能であつたかを、問題としなければならぬ。しかもこの點を明かにするためには、彼の政策の單に現象的な把握を超えて、彼の絶対主義そのものの性格がその基本的構造にまで遡つて検討されねばならぬであらう。それには豫め先づ十八世紀のドイツの政治的・社會的相貌を概観しておく必要がある。

(1) フリードリッヒ大王の傳記としては R. Koser, Friedrich der Grosse (Volksausgabe), 1925 が定評あるものがあるが、新しいものでは G. Ritter, Friedrich der Grosse, 1936 と G. P. Gooch, Frederic the Great, 1947 が代表的である。彼の政治思想をあつかつたものは F. Meinecke, Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte, 1924 をはじめ数多いが、邦語の村岡哲「フリードリヒ大王研究」(一九四四)、「林健太郎「フリードリヒ大王」(近代史の諸相)収録」(一九四六)は、すぐれたものである。プロイセンのグーツヘルシュアントに關する研究がわが國で最近著しい進歩を遂げたことは周知の通りであり、一九四三年の林健太郎「グーツヘルシュアント考」(「獨逸近世史研究」後「近代ドイツの政治と社會」収録)、「一九四八年の松田智雄「ユンカー經營と《中間層》農民」(「歴史評論」第三卷第一號)、「一九四九年の柴田三千雄「《グーツヘルシュアント》の成立」(「歴史學研究」第一三七號)は、その注目すべき成果である。本稿もこれらの著書論文に多くを負らう。

(2) この點で示唆に富んでいるのは林健太郎「絶對主義について」(「歴史學研究」第一二五號)、「松田智雄「近代の史的構造論」であり、メーリング「レッシング傳説——第一部」も教えられる所が多い。本稿はこれらの諸研究を前提とし、論點を整理しつつ、まとめたものである。

(3) Essai sur les formes de gouvernement et sur les devoirs des souverains, 1777. XI. p. 197, 208. などと言葉は、多少の相違はあるが、數々の彼の著作の中に度々繰返されてゐる。なお彼の著作の引用はすべて J. D. E. Preuss 編のフランシス語全集により、その巻と頁を示す。

(4) F. Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte vom 15 Jahrhundert bis zur Gegenwart, 2 Aufl. (1922) S. 75ff.

(5) Koser, Die Epochen der absoluten Monarchie in der neueren Geschichte (Historische Zeitschrift Bd. 61) S. 279

(6) 林健太郎「フリードリヒ大王」一六頁

(7) しかしそれにも拘らず、彼の政治がともかくも啓蒙的な相貌を早した、あるいは早せざるをえなかつた所以について

は、もとより立入った考察を必要とする。がその點の詳細は他日を期し、本稿では後節において必要な限りで觸れるにとどめた。

(8) Vgl. W. Roscher, *Geschichte der Nationalökonomie in Deutschland*, S. 380 f.

(9) フリードリッヒは法の獨立、法の萬民に對する平等、司法權の獨立、刑罰の人道化等の思想を抱いたが、實際にはしばしばその抱くところとは正反對の原則に従つて行動し、自己の自由意志を最高の法律とし、極めて恣意的な裁判干渉を行つたことが認められている。村岡哲、前掲書二七頁參照。

二

イギリス・フランス・イスパニア等の西ヨーロッパ諸國は、近世初頭強大な王權の下に中央集權的民族國家を形成することができたが、ドイツはその經濟的利害が地方的に分散し、全國の利害を集中的に結びつけて近代的一統を實現することができず、封建諸侯が各地に割據し、自由都市がその間に散在して、地方分權の基礎がなお甚だ強固であつた。勿論當時においても神聖ローマ帝國の支配は存在したが、それは單なる名目にすぎず、皇帝には、多くの諸侯を統一して民族國家を形成するだけの力は到底なかつた。のみならず十六、七世紀の宗教改革とそれに伴う紛亂、殊に三十年戰爭は、ますます皇帝の威信を失墜させる一方、その間に微弱な僧俗領主は強大な諸侯に壓倒され、都市の權力も次第に衰えて、多くは大諸侯の支配下に立つこととなつた。こうして比較的優勢な諸侯は大いにその領域を擴張し、政治的・經濟的に一つの新しい組織を形づくつた。これが領邦國家であつて、それは舊來の封建的勢力を打破して領内の統一に努め、近代的絕對主義への傾斜を示した點で、中世の封建諸侯領とは異なる性格を持つてゐる。十七、八世紀のドイツには、當面の對象をなすプロイセンをはじめ、三六〇ないし四〇〇の王公侯

伯領・自由市・教會領がこのような領邦國家として分立していたが、ドイツのかような立遅れは、根本的には社會經濟的事情、すなわち農民の解放が遅れ、封建的要素の殘滓が近代的發展を阻止したことによるのである。

しかしその際エルベ河を境として、東西の兩地域は事情が違つていた。西部ドイツでは十二、三世紀におけるウイリカチオン制の崩壞以來、農民の賦役（勞働地代）は生産物または貨幣による地代の納入に變化し、領主の直營地は小作化され、領主は單なる地代取得者として、自らは農業經營から離脱した。そこで領主と農民の關係は物的契約關係に移り、その限りにおいて農民は、自己の保有地經營の主體として獨立自營化への傾向を進めて行つた。このような自營農民の上に農村工業が展開され、それはやがて正常的に——フランスないし基本的にはイギリスとも類似して——近代産業資本の萌芽であるマニユファクチュアへと發展を遂げることができたのである。^①しかしこの地にあつては、イギリスに見られたように賦役から一氣に貨幣地代へと推轉したのではなく、生産物地代が一般に固定されたので、自營農民層の形成もイギリスに較べてはるかに遅れ、しかも紆餘曲折な經過を辿つた。のみならず農村の家内工業ないしマニユファクチュアも大商人の問屋制支配の下に立つ場合が往々あり、自主的な産業資本家層の展開は容易ではなかつた。けれども、西・南ドイツにおけるマニユファクチュアの支配的形成は、ともかくも近代資本主義の將來の發展を約束するものであつた。^②

しかるに東ドイツには、これとは違つた特殊な封建的社會關係が成立して^③いた。エルベ河以東はもとスラヴ人の居住した未開の地域で、十二世紀から十四世紀にかけてドイツ騎士團の經營の下に、ドイツ人が西方から植民した所である。ここでは領主の直領地は最初から西ドイツに比して大ではあつたが、植民の當初は農民は比較的自由な社會的條件の下に置かれ、領主に對して隷屬的な關係に立つてはいなかつた。ところが十五世紀に入ると、ドイツ騎士團はポーランドとの度重なる戰爭によつて財政が窮乏した結果、領内の農民に對する壓力を強化し、また戰爭

の抵當として多くの騎士團領地を貴族に譲渡せねばならなくなり、ここに、從來騎士團の下に立つていたドイツ農民は、多く私的領主の下に従属することとなつた。しかもその際、騎士團は裁判權その他多くの特權を新しい所有者に與えたので、中央權力から獨立した封鎖的な支配地域が成立することとなり、貴族の勢力増大は貴族領農民への壓迫をもたらし、こうして農民の地位は一般的な惡化を蒙るに至つたのである。

更に十六世紀のはじめに起つた軍制上の變化は、貴族(騎士)の戰時奉仕を無用にし、以後貴族は軍務から退いて専ら自領内の農業經營に没頭するようになったが、折しも輸送機關の發達、貨幣經濟の發展によつて生じた穀物商業の隆盛は、領主に收益増大のための土地擴張を意圖させ、その結果周圍の農民の土地は合法的ないし非合法な方法で收奪された。しかも増大した直領地に必要な勞働力を、領主は周圍の農民の間から得ようとし、追い立てられた農民を再び農奴としてその土地に緊縛した。一方君主も貴族の土着を望み、彼等にその領内の農民に對する支配權を認めて、國內の平安を保とうとした。かようにして十六世紀の間に、農民の賦役勞働による領主の大經營は一應の完成に達したが、これをグーツヘルシャフト *Gutsherrschaft* と呼ぶのである。

この制度の特色は次の諸點に要約することができる。⁽⁴⁾ここでは領主は單なる地代取得者ではなくて、自ら廣範圍の直領地を保持して自主的な農業經營を行う。そこで使用される勞働は農民の賦役勞働であるから、農民の領主に對する負擔としては賦役が最も重要視され、このような關係が農民の社會的地位に決定的な影響を及ぼすことは當然である。すなわち農民は領主の私屬の民であり、領主の承認なしに土地を離れることはできない(土地緊縛 *Schottengrundbesitz*)。結婚には必ず領主の承認を必要とし、またその子弟を下僕 (*Gesinde*) として二、三年間領主に差出さねばならない(下僕奉仕 *Gesindearbeit*)。しかもここでは裁判權が土地所有權と結びつき、農民は領主の絶對的な家父長的支配權に服しなければならない。このような社會的強制は世襲化して永續的な身分關係を形成し

たが、これを世襲隷屬制 (Erbuntertänigkeit) という。なおここでは農民の土地に對する保有権はきわめて不確實であり、處分権はなく、その上領主によつて土地を追われる (農民追放 *Bauernlegen*) 危険性を多分に含んでいた。これを薄弱な保有権 (*Lassische Besitzrecht*) といひ、世襲隷屬制とこれとの結合したものをライプアイゲンシャフト (*Leibeigenschaft*) と呼ぶ。かかる農民の領主に對する強い隷屬關係、國家内での領主の優越的な地位こそ、いわゆるグーツヘルル農民的關係の本質をなすものであつた。しかもこのような領主の農業經營は自家消費のための生産を超えるものであり、領主は生産された穀物を賣却して商業利潤を獲得することを目的としていた。かような市場生産のための大經營、農業の商業的傾向は、またグーツヘルシャフトの主要な特徴をなすものであつた。

このグーツヘルル農民的關係は十七世紀に入つて更に一段の發展を遂げた。三十年戰爭による多數の農民の破滅、荒蕪地の増大は、領主に對して領地擴大の好機を提供し、こうしてグーツヘルシャフトの範圍が擴大するとともに、農民に對する賦役は一層強化され、農民の地位は劣惡化の一路を辿つた。多くの立法によつて土地緊縛、下僕奉仕が確定され、土地保有權の上でも曾ての自由農民の名残りは失われて、薄弱な保有權が支配的となり、農民追放はますます盛んに行われた。都市の工業もまたこれに應じて領主權もしくは前期的資本に壓迫され、中産的生産者層の成立とそれに伴う産業資本の自主的形成は殆んど見られぬままに、十八世紀に立至つた。こうした基盤の上に十七世紀初頭ドイツ騎士團と交迭し、やがて領邦的權力を築きあげたのが、ホーヘンツォルレン家のプロイセン國家であつた。そこで以上の事態を念頭に置きつつ、次に十八世紀のプロイセン絶對主義そのものの性格を問題にしななければならない。

(1) O. Stoltz, *Bauernbefreiung in Süddeutschland in Zusammenhang der Geschichte* [Viertelj. f. Soz. u. W. G. 1940], S. 2. ff. 松田智雄「ドイツ初期資本主義」(近代の史的構造論) 三九頁以下

(2) 松田智雄「西南獨逸グルンデヘルシヤント・農民に關する二文獻」〔歴史學研究〕第九一號)八五頁以下

(3) 以下の記述は次の著書論文に負つてゐる。G. F. Knapp, Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in den älteren Theilen Preussens, Bd I. (1877) S. 28 ff. H. Plehn, Zur Geschichte der Agrarverfassung von Ost- und Westpreussen, Bd I. (1904) S. 383 ff. G. Aubin, Zur Geschichte der gutsherrlich-bäuerlichen

Verhältnisse in Ostpreussen, (1910) S. 1 ff. R. Stein, Die Umwandlung der Agrarverfassung Ostpreussens

durch die Reform der neunzehnten Jahrhunderts, Bd. 1 (1918) S. 251 ff. 林健太郎「近代ドイツの政治と社會」七九頁以下、柴田三千雄「グーツヘルシヤントの成立」〔歴史學研究〕三十七號)二五頁以下

(4) 以下の敘述は主として Knapp, a. a. O. SS. 1—28, 林「近代ドイツの政治と社會」七一—七九頁、松田智雄「モンカー經營の成立と中間層農民」〔歴史評論〕三〇一)二六頁以下による。

三

絶対主義とは中世封建社會から近代市民社會へ推移する過程の一定の段階を表現する政治形態であり、その限りにおいて近世前期のヨーロッパに一般に見られるところであるが、しかしそれぞれの國家の特殊事情に應じて若干の相違を示している。フリードリッヒ大王統治下のプロイセンも、イギリスやフランスの絶対主義とは明かに異なる特徴を持つてゐるが、それが「啓蒙的」か否かという規準で捉えられないことは、既述の通りである。そこでここでは新たに社會的な見地から、プロイセン絶対主義の性格と意義とを、イギリスやフランスの先進絶対主義との對比において解明しなければならない。

絶対主義の概念規定については様々の論議が行われてきたが、それが中央集權的な専制政治であり、君主の手中における權力の集中であるという點については、何の疑も存しない。このようなものとしての絶対主義は、中世末

期以來の王權の自己擴大的傾向の繼續であり、國內封建諸侯との激しい鬭争とそれを通じての諸侯權力の削減の中から成立してきたものである。大選舉侯（一六四〇——一六八八）以來のブランデンブルクプロイセン國家の發展は、この意味でイギリスのチャーダー王朝やフランスのブルボン王朝のそれと同じく、絶對主義形成の過程をはつきりと示しているが、特に十八世紀初頭のフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の時代（一七一三——一七四〇）は一つの劃期をなし、絶對主義の支配體制に特有の官僚制度と常備軍が確立せられた。そこでは軍備の充實に重きが置かれ、その軍隊の嚴格な訓練は全ヨーロッパの模範であつたが、嚴正な軍事的規律は官僚をはじめ一般國民にも強要され、以後プロイセン國家では軍事的色彩が一貫した特徴をなすのである。フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の後を受けたフリードリッヒ二世（大王、一七四〇——一七八六）は更に絶對主義の基礎を固め、對外的にはプロイセンを世界的強國の地位に押し上げ、國內では父王の事業を繼承して完全な獨裁政治を確立したのであつた。

ところでこのプロイセン絶對王政はどのような物質的基礎の上に立つものであつたかを、先ず検討しなければならぬ。王權の強化が官僚制度の整備、常備軍の編成と相俟つて行われる限り、それが強固な財政的地盤を必要とすることはいうまでもないが、それがどのような種類のものであつたかは、當該絶對主義の性格を決定する上に重大な關係を持つてゐる。プロイセンの場合にも西ヨーロッパ諸國の場合と同じく、その一つは王領地からの収入であり、他の一つは租稅收入であつた。先ず前者について見れば、國王が國內最大の土地所有者であり、その王領地収入が財政中の大きな部分を占めることは、イギリス、フランスの絶對主義においても變りはなかつたが、プロイセンにおいては王領地の全國に對して占める割合が特に大きく——東プロイセンではその三分の二にも及んでゐた——、全國家收入の半ば近くが王領地收入から成つてゐた。すなわちフリードリッヒの即位した一七四〇年のプロイセンの全國家收入のうち、王領地からの収入は三三〇萬ターレルで、残りの三六〇萬ターレルが租稅收入であ

り、また彼の歿した一七八六年においても、前者が六〇〇ないし七〇〇萬ターレル、後者が一〇〇〇ないし一一〇〇萬ターレルとなつてゐるのである。⁽²⁾ しかもこの王領地の經營方法は、イギリス・フランス兩國とは全く異なつてゐた。これら兩國においては王領地は早くから小作化されて、王室は單なる貨幣地代の取得者となつてゐたのに反し、プロイセンでは王室自身が直屬の官吏をもつて直接これを經營し、他の貴族領と殆んど變る所のない強力なグーツヘルシュャフトが形成されてゐたのである。(そしてここでの穀物生産は、ハンザ貿易資本を通じて西ヨーロッパ特にネーデルランドの販賣市場に輸出された。) この意味でプロイセンの専制主義は農奴制に立脚するものであり、王は國內最大の封建領主として、その把握する物質力をもつて他の封建貴族を壓服し、こうして全國に君臨してゐたのである。絶對主義の歴史的 성격は本質的に封建的であるとはいへ、プロイセンのそれが西ヨーロッパのそれに比して一段と強い封建性を持つてゐたことは、この點から先ず指摘することができるであらう。

次に租税收入について見るならば、封建的土地貴族もその領民の餘剩生産物の一部を王權に吸収されるが——農村の租税は直接税で「軍税」(Kontribution)に屬し、かなりの高率で、平均して全收穫高の四割にも及んでゐる——しかし主要なものは都市の負擔すべき貢納(Arkise)であつた。(當時貴族は免税の特權を有し、負擔はすべて農民や市民の肩にかけられてゐたのである。) そこでプロイセン絶對王政は富國強兵の見地から商工業の價値に着目し、産業に對する課税と都市民の負擔する消費税を増加させることによつて國家の財源を豊かにしようとし、重商主義政策を採つて産業の保護育成を企てた。これは、フリードリッヒⅡヴィルヘルム一世時代の外國からの先進産業の移植に始まり(羊毛工業の繁榮を招來)、フリードリッヒ大王に至つて特に熱心に行われた。彼はその強大な國家權力によつてギルド制度を破壊し(一七七二・七三年の勅令)、國家保護によつて多くの王立マニュファクチュアを設立し、高率輸入關稅の設定を行い、盛んに外國人熟練工の移住を奨勵して西ヨーロッパの進んだ技術と經營

方法を採用し、また資本の貸與、補償金・獎勵金の交付等の手段を講じた。フリードリッヒの全治世を通じて諸工場のために支出された王室の費用は、二五〇萬ターレルに及んだといわれている⁽³⁾。

このような政策はおのずから商品生産の展開を促して新興商業資本の發達を助け、その蓄積する利潤の一部が絶對王政の巨大な軍費、官僚維持費、奢侈費等のための重要な収入源をなすとともに、他方次第に資本主義的な生産關係をプロイセン經濟の内部に醸成させたのであつた。これは、フリードリッヒの移植したベルリン、ポツダムおよびその近傍の絹工業またシュレジェンの亞麻工業におけるマニユファクチュアないしは問屋制工業(Verlagsystem)の中に見ることが出来る。しかしこれらの産業は全く政府の權力によつて上から移植創設されたもので、ここで資本主義的生産形態の端緒といわれるものも結局は前期的商業資本の支配下に立つものであり、換言すれば當時のプロイセンには、生産的基礎をかなりの度合において捉えている問屋制商業資本が存在したにすぎなかつた。西ヨーロッパの絶對主義にあつても國家收入の一半は *Akzise* から成り、それはとりも直さず王權と商業資本の緊密な結びつきを示すものであるが、この商業資本の下には既に獨立自營農民を基礎としてその中に培養されたマニユファクチュアが立つており、王權は強力に商業資本を育成しかつこれに依存することによつて、一つの階級としての産業資本家の成立を促進する役目を果したのであつた。しかるにプロイセンにおいては、商業資本の直結した地盤は自立的な産業資本ではなくて農奴制であり、絶對主義は商業の保護育成によつて貨幣資本の集積を助けたに止まり、近代的ブルジョアジーは成立するに至らなかつた。この點から見ても、プロイセン専制主義の基礎が西ヨーロッパ絶對主義のそれに比して、はるかに封建的色彩の強いものであつたことは、明瞭である。

(1) 絶對主義の概念に關する種々の見解については入交好脩「近代經濟史上の問題史的系譜」一九七頁以下、河野健二「絶

對主義の構造」第一篇参照。

(2) Schmoller, Die Epochen der preussischen Finanzpolitik bis zur Gründung des deutschen Reiches (Umriss unter Untersuchungen zur Verfassungs- Verwaltungs- und Wirtschaftsgeschichte) S. 186. 林健太郎「絶対主義に」
 321—16頁

(3) フリードリッヒの大規模なかつ組織的な工業政策は、一七四〇年に創設された總管理局 (Generaldirektorium) の第五部局を中心として行われたが、その目標は (一)すでに國內に行われてゐる各種工業の振興改良、(二)新規事業の開発、(三)そのために必要な企業家および労働者の國外よりの招聘の三つであつた。Vgl. O. Hintze, Hohenzollern und ihr Werk (1916), S. 353. 村岡哲、前掲書一三三頁

四

では次に、このような専制的國家權力を直接支える社會的基礎は何であつたか。それは、西ヨーロッパ特にイギリスでは、封建的土地所有の解體の中から自主的に出現した獨立自營農民 (ヨーマン) であつた。⁽¹⁾ 中世末期における商品經濟の發達は農民に地位向上の可能性を與え、農奴制解體の條件を提供したが、この傾向を更に促進したのは、王權が封建貴族の權力削減のために行つた農奴解放——労働地代ないし生産物地代より貨幣地代 (封建地代の解消形態) への轉化——であつた。これは農民の獨立への一步の前進を意味するものであつたから、中世末期に頻發した農民一揆も、王權の打倒によつてではなく、却つて王權の下に自己の解放を圖つたのであつた。また絶対主義はその常備軍維持のためにも農奴的農民よりも獨立自營農民を必要とし、そのためにも社會的自由と地代負擔の軽減とを農民に與えた。絶対主義は國民に何等の權利も與えるものではなかつたが、國民の多數を占める自營農民層は封建貴族への對抗上自己防衛のために強大な國家權力を必要とし、またその小所有者的性格から自己の無權利

を恨むことなく、却つて絶対主義の積極的支持者としてこれと堅く手を握つた。王権の側からは解放と保護を、自營農民の側からは軍隊の精兵として王権への支持を與え、ここに相互的依存關係が成立した。絶対主義の社會的支柱とは、このような、封建的土地所有から實質的に解放された自由な自營農民だつたのである。

これに對してプロイセンの事態はどのようであつたか。ここでも絶対主義は國內市場形成のために中世的割據狀態の打破を任務としなければならず、當然に封建的土地貴族と對立關係に立ち、大選舉侯以來のホーヘンツォルレルン家はグーツヘルの特權に對して絶えず鬭争を行つてきた。そのため封建貴族の勢力削減のための一方法として農民の解放が考えられたことはいうまでもなく、他方プロイセン王家は自己の軍事的・財政的見地からも農民層の維持を必要と考えたので、十八世紀においては幾多の農民保護政策を實施して、ある程度それに成功した⁽²⁾。しかしその意義を正しく評價するには、一層立入つた考察が必要である。

既述のように、グーツヘルシャフトにおいては農民は領主の直營地における賦役のために自己の農地を充分に耕作する暇がなく、しかも領主は三十年戦争後特に頻繁に農民を放逐して、その土地を沒收した。しかしこのような免稅特權を持つ領地の増大は、國庫の收入を削減するものであり、明かに新興領邦國家の利益に反した。そこで農民の土地保有權を確定し農民の經濟的負擔を軽減することによつて、租稅負擔力と兵役能力とを兼ね備える健全な農民を培養しようとする政策を見るに至つたのである。

プロイセン王室の農民保護政策は、先ずフリードリッヒヴィルヘルム一世に始まる。彼は一七一八、一九年の勅令によつて東プロイセンの王領地農民に對するライプアイゲンシャフトの廢止を命じ、農民に世襲的な土地保有權を與え、かつその土地上の家屋・農具その他の動産に對する所有權を確保させようとした⁽³⁾。この勅令は官僚の反對にあつて實現を阻まれ、大した成果をあげなかつたが、王はそのほかにも一七二二年には下僕奉仕を三年に制

限し、一七二四年には農民の娘が他領地のものと結婚する際に支拂う解放金を廢止して、農民の隸屬性を軽減させた。農民の賦役についても、王は一七二一年と二三年の勅令によつて、夏季は一週二日冬季は一週一日に制限すべきことを命じ、更に従來の日數による賦役の代りに *Pauscharwerk* (一定面積の土地を耕作させるもの) の採用を奨励し、かなりの効果をあげている。これらの企ては賦役労働を減少させるとともに、新しい労働力の必要を増大させたが、この點について王は農業労働者の創設に大きな努力を拂つてゐる。しかしフリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の農民保護は、専ら王領地農民のみに行われて貴族領には及ばず、ここでは農民に對してなおかなりの農民追放が行われていた。

一七四〇年に即位したフリードリッヒ大王は、父の政策を受繼いで多くの農民保護政策を行つたが、先ずシュレジエン戦争終了後の一七四九年八月十二日には、有名な農民追放禁止に關する勅令を發布した。この勅令の成果については種々の見解があるが、G. F. Knapp の研究によれば、⁽⁴⁾ 貴族領では殆んど効果がなく、十八世紀後半にも農民追放は依然として行われた。しかし農民の土地保有に世襲權を確保することはその後も企てられて、王領地農民に關しては、十八世紀の間に殆んどその確立を見たのであつた。

農民の賦役に關しても、フリードリッヒは一七四八年訓令を發して、従來の不確定 (*ungewissene*) 賦役を定額 (*Gewissene*) 賦役に變更し、かつその日數を一週二、三日最高四日に制限すべきことを命じた。當時東プロイセンの王領地においては、農民の賦役は既にこの範圍内に達しており、この命令の適用を必要としなかつたが、貴族の大部分は王の命令を聞かず、この命令は現狀の變革には殆んど無力であつた。しかし王領地の範例は次第に貴族領の賦役をも減少させ、十八世紀末には王領貴族領を通じて賦役は多く *Pauscharwerk* に變更され、これに應じて賦役農民も著しく減少した。

次に下僕奉仕に關しても、フリードリッヒは一七六三年以來王領地では農民との契約満期毎にその廢止に努め、一七六七年の法令でそれを成文化した。その後一八〇二年に下僕奉仕は最後のに消滅し、一八〇四年には勅令によつて王領地農民の人格自由が正式に告知せられた。(なおこの時代のプロイセン王室の農民政策として内國植民がある。フリードリッヒはその國土にプロイセン人以外の人民の大量移住を奨勵して、生産力の開發を圖つたのである。)⁽⁵⁾

以上の考察から明かなように、プロイセン王による農民保護は王領地農民に關してのみ行われ、貴族領の農民には及ばず、その結果一般貴族領と王領との間にはグーツヘル農民的關係の性格についてはつきりした背馳が現れて行つたが、その際王領地について最も注目されるのは、直營農場の經營様式を小作契約による農民の長期小作地に變更する方法がフリードリッヒ大王によつて實施されたことである。その後フリードリッヒヴィルヘルム三世(一七九七一—一八四〇)の時代には、王領直營農場小作人(Domänenpächter)として契約を結ぶ農民はすべて賦役を免除され、ここに勞働地代から生産物地代ないし貨幣地代への形態轉化が行われた。この小作人はそれ自身直ちに近代的借地農ではなかつたが、それへの可能的な方向は與えられていた。その際農民資産(耕畜・一切の勞働用具・播種用穀物等)の分與が行われたことは農民に生産手段の保證を與え、また小作地がかなりの規模に達する場合にはその下に勞働力が設置されねばならず、このような生産手段の蓄積と勞働力の整備は、小作地の生産様式に近代化への端緒を與えずにおかなかつたからである。この賦役を免除された農民は十八世紀の最後の二十五年間に急速に増加したが、プロイセン絶對王權の強力な支柱となつたものは、ほかならぬこの新たな王領直營農場小作人、王領地で既に開始された農奴解放の結果上から非自生的に作り出された小農だつたのである。⁽⁶⁾

しかしこの自由な小農は、イギリスのヨーマンとは性格を異にしてゐた。獨立自營農民の成立は資本主義的生産

様式發生のための前提條件を成すものではあるが、しかしそれはどこまでも單なる前提にすぎず、獨立自營農民の分解（向上と没落）＝絶滅の過程こそ近代資本主義の眞の起點を意味するものである。

ヨーマンはこのような役割を果すことによつて大きな意義を持ちえたが、プロイセンではこのことは終に起りえなかつた。前述の賦役から小作への轉換は、高額小作料による賦役免除、すなわち小作料（地代）の引上げを條件とするものであつたから、その轉換が直ちに資本關係の開始を意味したのではなく、極めて緩慢に近代的勞働關係が準備されたにすぎなかつた。しかも大規模なグーツヘル的經營の内部にあつて、またようやく市民的なユンカー經營に移行しはじめた地主的大經營を前にして、その地位の向上は不可能であるばかりか、その獨立自營的性格さえ常に脅かされがちであつた。その上王室の農民保護政策は土地緊縛を固守することによつて、その自由な賃勞働者への顛落をも阻止していた。上からの創出による小農のこのような性格こそまことに特徴的であり、これを自己の社會的支柱とするプロイセン絶對主義もまた、すぐれて封建的な性格を擔つていたのである。

こうしてわれわれは一應次のように要約することができるであろう。プロイセンにおいても、王權による農民保護は封建貴族の權力への對抗という意味を持つていた。王が國內における最大の封建領主として、その把握する物質力をもつて他の封建貴族を壓服し、強力者として全國土に君臨するためには、この物質力すなわち王領地からの收入を増すことに意を用いなければならぬ。そのためには王領地について貴族領よりも一步進んだ近代化を行う必要があり、農民保護はまさにこのような經營合理化の一面を持つていた。賦役の輕減の結果、賦役農民以外の農業勞働者の意義が著しく高まつたが、王領地に見られるこのような變化の根底には、それを必要とするような社會的原因が存していた。十八世紀初頭には賦役農民による經營こそ望ましく、それ以外の自由な勞働力はむしろ不經濟なものと思はれていた。しかるにその後まもなく賦役勞働の非生産性が現れてきた。既にフリードリッヒⅡ ヴェイル

ヘルム一世の賦役制限令は農業生産力向上の意圖から出たものであつたが、十八世後半の技術的變革はますます賦役労働を不適當なものにした。殊に過重な賦役は農民の自己保有地を荒廢させてその貢納を減少させ、また農具その他の破損が著しく、そのため却つて領主の負擔が増大する場合も少くなかつた。こうして賦役労働の廢止は農業生産自體にとつての緊急事となつたが、フリードリッヒ大王の政策はこの時代の方向を代表したものにほかならなかつた。その際王家が率先して自領にこれを斷行したことは、貴族領になお存續するグーツヘルン農民的關係、労働地代の持つ反動性に對する自らの相對的近代化を意味することができた。もとより貴族領でもこれにやや遅れながら、農民の賦役に代つて農業労働者による農業經營が支配的となり——この農業労働者特にその代表的な *Institute* は、なお農奴的な性格を持ちながらもそれ自身の中に近代的な労働關係の萌芽を含むものであつた——、このグーツヘルンシャフトにおける商業的傾向の發展、資本主義的經營の萌芽は、そのまま十九世紀のユンカー經營につながるものであるが、しかしここでは兩者の時間的ないし意圖的な差こそ重大であり、これがプロイセン絶對主義の一つの支點となつたことは否定しがたい。

しかしながらフリードリッヒの農民保護政策が、要するに王領地農業經營の強化を意圖しかつ結果するに止まつた點に、またその限界も存している。プロイセン絶對主義の地盤があくまでも封建的なものである限り、農民保護の結果生じた小農が自己分解を遂げて下からこのような地盤を動搖させるが如きことは、到底許さるべくもなかつた。しかもそれだけでない。絶對主義が一方で封建貴族と深刻な對立關係に立ちながら、なおこれとの結合なしには存續できないことは、イギリス・フランスでもプロイセンでも變りはなかつたが、プロイセンではその度合が特に強く、ここでは君主への權力集中の反面たる封建貴族の權力削減は、イギリス・フランスのそれとははつきりと異なつていた。農民保護が王領地のみに止まつて貴族領に及ばなかつたことは、端的にこれを示している。ここでは

絶對君主が貴族の政治的權力を中央に奪取する代りに、貴族の領内農民に對する支配權の強化、賦役貢納の増大、保有地の横奪は殆んどこれを放任した——これが同時に彼等を保守的後進性の中に封鎖する意圖を含んでいたことは、既述の通りである——から、農民の地位は一段と惡化したほどであり、従つてイギリス・フランス兩國におけるような全國家的規模での農民解放への志向、獨立自營農民の形成は、少しも見られなかつたのである。フリードリッヒの國家は、國王の手中における權力の増大を特色とはするが、しかも王の命令が直接效力を持つたのは王領地の中だけであり、貴族領内の臣民に對しては貴族があらゆる權力を握つていた。すなわち王權はプロイセン全土を蔽うものではなく、封建貴族が王國中の王國を形づくつていたのである。

この意味でフリードリッヒの貴族に對する政策は重要である。彼にとつて、貴族はその門閥・境遇・教養・傳統的名譽感等によつて、國家の中堅たる將校、高級官吏となるに最も適わしい存在であつた。分けても、半強制的に徵集された一般兵士の信用できない當時において、彼の最も信頼したのは貴族から成る將校階級であり、プロイセン國家の柱石とはこの將校層を指すものにほかならなかつた。彼は隸農制の撤廢を必要と考えながら、それが貴族の權利を侵害しその經濟的存立を脅かすことを慮つて、その全面的斷行を躊躇し、僅かに王領地で範を示すに止まつたのであつた。⁽⁸⁾當時權利と負擔の分配は身分によつて不平等であり、貴族は廣大な所領を擁しつゝ事實上免稅され、かつ將校や高級官吏となりうる世襲的特權を賦與され、それに反して都市の市民は納稅によつて國家收入の大部分を負擔し、農民は過重な課稅に加えて子弟を兵役に出す義務を負うていたのであるが、フリードリッヒは更に積極的に、貴族階級の維持強化のために大きな努力を拂つてゐる。すなわち彼は、貴族の土地の分割を防ぐために世襲財産制や長子相續權の確立を奨勵し、また市民への貴族領賣却を嚴禁して貴族の没落を防ぎ、あるいは貴族と他の身分との婚姻を禁じ、將校養成のための幼年學校や貴族學校等の特殊な施設をこしらへてゐる。⁽⁹⁾フリードリッ

この内國植民政策がその國土にプロイセン人以外の人民を大量に移住させるにあつたことも、この事情と切り離しては考えられない。プロイセンの内部で隷屬制に干渉して農民の子弟を必要な地域に移住させることは、貴族の經濟的地位を、従つてまたプロイセン國家の基礎を動搖させる所以であり、到底實行不可能だつたのである。¹⁰⁾

このようなフリードリッヒの態度は、プロイセン絶對主義の發展の跡を示すものである。フリードリッヒヴィルヘルム一世の場合には、絶對主義の形成過程を反映して、貴族の勢力削減の意圖が強く働いていたが、フリードリッヒ大王にあつては、これに反して、彼の軍隊の根幹をなす貴族層の維持がその政策の眼目をなしている。⁽¹¹⁾要するに彼の政策は、意識的に封建貴族と身分的社會秩序を嚴然と維持するにあり、従つて各身分殊に農民の本來的範圍内での繁榮は望まれたが、農村における封建的社會關係そのものの變革は思いもよらぬことであり、そのためフランス革命當時にも、プロイセンでは封建的秩序がなお一般には強力に維持されていたのである。農村に自由な農民の創出されなかつたプロイセンにおいて、自主的な近代産業資本の發展が見られなかつたことは、いわば當然の歸結であつた。

(1) 大塚久雄「近代歐洲經濟史序説」上巻一九六頁

(2) プロイセンの農民保護政策については、以下の諸書参照。Stein, Umwandlung, S. 38, 75ff. 285—332. K. Böhme Gutsherrlich-bäuerliche Verhältnisse in Preussen während der Reformzeit (Staats- und Sozialwissenschaftlichen Forschungen, XX, 1902) S. 2ff. A. Skalweit, Ostpreussische Domänenverwaltung unter Friedrich Wilhelm (1906) S. 128ff. 173. 林健太郎「近代ドイツの政治と社會」一一二頁以下、松田智雄「エンカー經營の成立と中間層農民」四〇頁

以下、村岡哲「フリードリッヒ大王研究」一三〇頁以下、高橋幸八郎編「近代資本主義の成立」第三章一五七頁以下。

(3) この政策の意圖は農民に對して世襲的な保有權を設定することであり、その代償として農民はその土地を去らず、かつ土地を荒廢させないことを誓わねばならず、従つてそれは何等 Unterhängigkeit の廢止を意味するものではなかつた。

- (4) Knapp, Die Bauernbefreiung, I. S. 54
- (5) フリードリッヒは四十六年間の治世中に五七、四七五戸、約三十萬の人民をプロイセン國內に入植定住させているのである。G. Ritter, Friedrich der Grosse, S. 222
- (6) Domänenpächterについては特に松田智雄、前掲論文四〇頁参照。
- (7) 林健太郎「近代ドイツの政治と社會」一三〇頁参照。
- (8) Knapp, Die Bauernbefreiung, Bd II. S. 54ff. 村岡・前掲書三五頁、一三一頁
- (9) 村岡・前掲書・四〇頁
- (10) 村岡・前掲書・一五一頁
- (11) 林「フリードリヒ大王の農民保護策について」(史學會報告「史學雜誌」五四ノ二、一八五頁)、村岡・前掲書・一三二頁

五

最後に、以上の考察に基づいて、フリードリッヒの絶対主義を全體としてどのように評價すべきかという問題に答えねばならない。絶対主義は普通二つの階級の勢力均衡の上に立つといわれている。⁽¹⁾すなわちその權力組織は單にそれ自體として成立しうるのではなく、封建社會の内部から生れた反封建的な産業的市民階級の上昇する力と、封建的土地所有形態のために生産力の展開が阻害されて自ら衰退しつつある貴族階級の力とが、いわば均衡關係にあり、そのためいずれの一方も國家權力を奪取するに足る力を持たない場合に形成されるものである。絶対主義的王權はこの兩者のいずれにも對立する反面そのいずれともある種の結合を保つことによつて自らを強化しつつ、超階級的な獨立性を保つような外觀を呈することができた。實際イギリスの絶対君主制は、封建貴族と市民階級との均衡を媒介しながら、これを結合統一する組織であつたといつてよい。

しかしながら十八世紀のプロイセンにおいて、王權がそれを媒介することによつて自己の地位を保持することができる階級的均衡とは、一體どのようなものでありえたか。既述のように、ここには産業的市民は缺けており、ただか生産的基礎をかなりの程度に握っている問屋制商業資本が存したにすぎなかつた。しかし商業資本は決してそれ自身のうちに舊生産様式から新生産様式への推轉を決定する要因を持つものではない。そればかりか、商業資本は流通過程から讓渡利潤を汲み出すことを目的とするから、その本性上舊生産様式の變革よりもむしろその維持を利益とするものであり、従つてそれ自身封建貴族ないし封建的土地所有に決定的に對抗するものではありえない。

たゞプロイセンがその一部を占有した西ドイツ地方には、東ドイツとは異なり自主的なマニユファクチュアの展開が若干見られたが（前掲〔参照〕）、それはなお萌芽に止まり、變革的な社會階級としてのブルジョアジーを成立させるには至らなかつた。そこでフリードリッヒの啓蒙的絶対主義は、産業的市民の缺如という進歩性の完全な不足を、グーツヘル＝農民的關係——賦役労働の組織——の持つ反動性に對する自らの相對的近代化によつて補つたのであつた。（もとよりそれだけではなく、列強が激しい利害の争奪にしのぎを削つた十八世紀の國際政局において、西ヨーロッパの先進絶対主義に對抗してプロイセンをヨーロッパ列強の一つに高めるためにも、封建的グーツヘル的段階からの轉身によつて國家權力の強化をはかることは、不可避の要求であつた。）

のみならず、イギリス・フランス兩國間の争覇戦がプロイセン絶対主義の存立に有利に作用した事情も、見逃してはならない。七年戦争に際して行われたイギリスからの軍費貸與と軍需品の提供の背後には、イギリスの産業資本家があり、彼等がプロイセンの絶対王權を支える物質的支柱を提供したのであつた。當時プロイセンはイギリス工業の市場として重要な意味を持つていた。またこの時代イギリスの穀物需要は次第に大きくなつていたが、折しもプロイセン王家によつて行われた農民の保護ないし解放は、必然的に農業生産物を増加させ、十八世紀後半の穀

物質易の隆盛を招來した。こうして東ドイツはイギリスに對する貴重な食糧供給地となり、プロイセン・イギリス兩國の連携が成立したのである。イギリス資本主義はプロイセンをその循環の一環と化することによつて、この地に封建的なものを保存する作用を行つたのであり、ここに國際的な商業關係、資本主義の國際的役割の重要性を見ることができるのである。⁽²⁾

このようにプロイセンの絶對主義は、階級的均衡の一極である産業的市民の缺如を自らの代位によつて補い、かつ國際的な數々の便宜を受けることによつて、一般人民に對して甚だ強力に臨むことができた。絶對主義を單純に政治上の中央集權、君主の手中に存する專制支配權力と解釋するならば、フリードリッヒ治下のプロイセンはたしかに絶對主義の最高度の發展と見ることができるのである。しかしドイツにおける經濟的發展の後進性は、一方でプロイセン絶對主義を極めて露骨なものにしなから、他方國內の統一過程においては、それをイギリス・フランスに比して遙かに弱體なものにしてしまつた。王權は封建貴族の勢力を無力化するに至らず、その中央政府への容喙權を排除することによつて、却つて地方的行政の主體としての彼等の力を増大させたのであつた。こうしてプロイセンは王室と封建貴族との間に對立をはらみながら、しかも兩者の間に諸々の特權を妥協的に分け合いつつ、フランス革命期に至つたのである。イギリスでは、絶對主義は元來專制政治でありながら、しかも國民多數の支持を受けて社會を進歩的方向に押し進める役割を、一時にもせよ果すことができた。従つてここでは絶對主義の最盛期に、その本質において市民的な國民文化の發展を見ることができたが、プロイセンの專制政治にはどのような國民的性格も認められず、文化の上でも何等市民的な國民文化を生むことはなかつた。十八世紀末のはなやかなドイツ精神文化の代表者も、ケーニヒスベルクのカント以外は殆んどプロイセン人ではなく、クロップシュトゥック・レッシングはザクセン、ゲーテはフランクフルト・アム・マイン、シラーとヘーゲルはヴェルテンベルク、ベートーヴ

エンはボンの出身であつた。

これを要するにプロイセンの絶対主義は、二つの階級の均衡の上に立ち獨立自營農民を社會的支柱とする典型的な影態に比して、明かに一つの反動的變種といふべきものであり、この意味でフリードリッヒ大王の啓蒙的專制政治には、むしろ似非而絶対主義の名稱が適わしいと思われる。絶対主義が封建社會の最後の段階として本質的に封建的な權力であり、従つてまた封建的な市場構造の上に立つ商業資本ないし問屋制商業資本との絡み合いを必要としたことはどの國も同じであつたが、イギリスでは王權は重商主義的保護政策によつて、産業的市民に對し國內市場の形成とマニファクチュアの發展とを保證した。プロイセンでも商品生産の發展と貨幣の蓄積とは進められたが、近代的産業資本の形成は終に見られなかつた。イギリス絶対主義の社會的基礎をなした自主的な獨立自營農民は、やがて自己分解を遂げて資本主義的な二つの階級を作りあげて行つた。そして産業的市民階級の發展と確立は封建的土地所有およびこれと結合する限りに對して反動的な絶対主義——マニファクチュアの一層の發展とともにブルジョアジーが自己の權利を要求して立つときには、絶対主義は全面的な封建的權力の擁護者となる——との間に革命的な鬭争を呼び起し、そこでの徹底的な勝利を通じて近代的市民社會の成立をもたらずに至つた。プロイセンではこのような展開過程の起點をなす獨立自營農民の缺如こそ決定的であり、一切の障害と抵抗を排除して戰う産業的市民の出現を見ることはできなかつた。もとよりプロイセンの王政も一七八九年以降フランス革命の影響を蒙つて次第に典型的な方向へ傾きはじめ、特に一八一五年以降はドイツで最も近代工業の盛んなラインランドを獲得し、自らの内部にその産業的市民を抱含することによつて、ようやく完全な絶対主義の條件を整えることができた。しかしその場合にもなおプロイセン絶対主義の諸條件の構成は、典型的なそれとははるかに遠いものであり——依然として産業的市民は弱體であり、他方封建貴族自身が資本家化してエンカー經營が強成された³⁾——、結局

説
絶對主義は完全に克服されることなく、妥協的に近代社會の中へ解けこむに止まつたのである。その後のドイツに
久しく純粹な民主政治の出現を見なかつた根本的理由の一つは、まさにこの點にあるといわねばならない。

(1) その古典的な表現はカウツキーに見られる。カウツキー「フランス革命時代における階級對立」邦譯一九頁參照。

(2) 林健太郎『絶對主義について』自己批判(『歴史學研究』一二七號)三五頁もこのことを指摘している。なお松田智雄

「近代の史的構造論」一九頁參照。

(3) 林健太郎「獨逸近世史研究」一四一頁、松田智雄「エンカー經營の成立と中間層農民」四六頁以下。

(一九五四・二・二七)